

藤沢駅前街区まちづくりガイドライン適合認定等要綱細則

令和5年4月1日制定

第1条 藤沢駅前街区まちづくりガイドライン適合認定等要綱（令和5年4月1日施行。以下「要綱」という。）第2条第1項第8号に規定する担当課は、都市整備部藤沢駅周辺地区整備担当とする。

2 要綱第2条第1項第9号に規定する支援課は次のとおりとする。

- (1) 経済部 産業労働課
- (2) 計画建築部 建築指導課
- (3) 計画建築部 都市計画課
- (4) 都市整備部 藤沢駅周辺地区整備担当

第2条 要綱第4条第3項に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 建て替え等構想届出書（様式1）
- (2) 次に掲げる図書

図書の種類	明示する内容
案内図	敷地の位置 方位、道路及び目標となる地物を示す
建て替え等構想概要	建て替え計画のコンセプト及び想定する地域貢献等について、模式図等を用いて説明する資料を作成すること。
建て替え等構想図	配置図・主要階平面図・立面図 等 （リニューアル工事の場合、平面図には、当該工事内容とその範囲を示すこと）
地域貢献調書（建て替え等構想） （様式2）	建て替え等構想において想定する地域貢献について記載する。 地域貢献の内容を補足説明する図面等がある場合は添付すること。

(3) 代理者が届出を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類又はその写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 要綱第4条第1項の届出は、前項第1号の届出書の正本及び副本に、それぞれ、前項第2号から第4号に掲げる図書又は書類を添えて、担当課に提出して行うものとする。

第3条 要綱第6条第5項に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 藤沢駅前街区まちづくりガイドライン適合認定申請書（様式3）

(2) 次に掲げる図書

図書の種類	明示する内容
案内図	敷地の位置 方位、道路及び目標となる地物を示す
建て替え計画概要	建て替え計画のコンセプト及び想定する地域貢献等について、模式図等を用いて説明する資料を作成すること。
建て替え計画図	配置図・平面図・立面図・イメージパース 等
地域貢献評価書（適合認定）（様式4）	建て替え計画において想定する地域貢献について記載する。 その他、必要に応じ、地域貢献の内容が分かる図面や資料等を添付すること。
誓約書	要綱第13条第1項に定める適合認定基準に適合するよう施設の維持管理を行う旨の誓約書

(3) 代理者が届出を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類又はその写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 要綱第6条第1項の申請は、前項第1号の申請書の正本及び副本に、それぞれ、前項第2号から第4号に掲げる図書又は書類を添えて、担当課に提出して行うものとする。

第4条 要綱第7条第2項に規定する別に定める地域貢献の評価基準は、別表のとおりとする。

第5条 要綱第8条に規定する適合認定の適否を決定した旨の通知は、藤沢駅前街区まちづくりガイドライン適合認定適否決定通知書（様式5）に、当該適合認定申請書の副本及びその添付図書又は書類を添えることにより行うものとする。

第6条 要綱第10条第1項に規定する届出は、建て替え事業者等が、軽微な変更届（様式6）を担当課に提出して行うものとする。

第7条 要綱第11条第2項に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 建て替え工事の着手届（様式7）

(2) 次に掲げる図書

図書の種類	明示する内容
建て替え計画図	配置図・平面図・立面図 等
地域貢献の実施概要	建て替え計画において実施する地域貢献の内容について記載する。 その他、必要に応じ、図面や資料等を添付すること。
工程表	着手から完了までのスケジュール

- (3) 代理者が届出を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類又はその写し
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 要綱第11条第1項の届け出は、前項第1号の着手届の正本及び副本に、それぞれ、前項第2号から第4号に掲げる図書又は書類を添えて、担当課に提出して行うものとする。

第8条 要綱第12条第3項に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 建て替え工事の完了届（様式8）
- (2) 次に掲げる図書

図書の種類	明示する内容
地域貢献の実施概要	建て替え計画において実施した地域貢献の内容について記載する。 その他、必要に応じ、図面や資料等を添付すること。
写真	建て替え計画において実施した地域貢献の内容が分かるもの

- (3) 代理者が届出を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類又はその写し
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 要綱第12条第1項の届け出は、前項第1号の完了届の正本及び副本に、それぞれ、前項第2号から第4号に掲げる図書又は書類を添えて、担当課に提出して行うものとする。

第9条 要綱第12条第2項に規定する適合認定基準に適合していることを確認した旨の通知は、建て替え工事完了確認通知書（様式9）に、当該完了届の副本及びその添付図書又は書類を添えることにより行うものとする。

第10条 要綱第13条第2項に規定する報告は、毎年1月1日から同月31日までの間に、認定民間施設の所有者が、認定民間施設の適合性に係る定期報告書（様式10）を担当課に提出して行うものとする。

第11条 要綱第13条第6項に規定する届出は、新たに認定施設の所有者となった者が、所有者変更届（様式11）を担当課に提出して行うものとする。

第12条 要綱第14条第2項に規定する適合認定を取り消した旨の通知は、藤沢駅前街区まちづくりガイドライン適合認定取消し通知書（様式12）により行う。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

